

松本市国民保護協議会条例

平成18年3月16日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、松本市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、委員50人以内をもって組織する。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。